

# 給与支払報告書・特別徴収にかかる異動届出書

◎異動があった場合は、すみやかに提出して下さい。

処理事項	1. 現年度	2. 新年度	3. その他
	—		
特別徴収義務者(事業所)指定番号			
宛名番号(従業員)			
連絡者の係及び氏名並びにその電話番号	係		
	氏名		
	電話	( )	—

令和 年 月 日	給(特別徴収義務者)	住所又は所在地												
対馬市長宛		名称及び代表者の職氏名												
		個人番号又は法人番号												

給与所得者		(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済税額	(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)	異動年月日	異動の事由	異動後の未徴収税額の徴収方法		1月1日以降退職時までの給与支払額
フリガナ		円	月分から 月分まで	円	令和 . .	1. 退職 2. 転勤 3. 休業 4. 長死 5. 死亡 6. 会社解散 7. 住所誤報 8. その他	1. 特別徴収継続 (給与差引継続)	一括徴収した 税額は、 月分で納入 します ( 月 日 納期限分)	円
氏名									控除社会保険料額
生年月日	昭和・平成 年 月 日								円
個人番号 (マイナンバー)									
異動後の住所							3. 普通徴収 (残額個人請求)		円

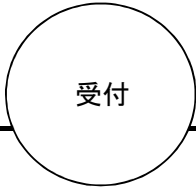
※一括徴収 退職日が1月1日から4月30日までの方については、本人からの申出がない場合であっても必ず未徴収税額を一括徴収してください。  
 ☆給与の支払を受けなくなった後の月割額(未徴収税額)について一括徴収する場合等は、次の欄にご記入ください。

一括徴収の理由		給与又は退職手当等の支払予定月日	一括徴収予定額		※市役所記入欄	処理年月日	退職手当等の支払額 (支払予定額)
1. 異動が令和 年12月31日までで、申し出があったため ( 月 日申し出)			支払予定日ごとの 徴収予定額	合計 〔上記(ウ)と同額〕			
2. 異動が令和 年1月1日以降で特別徴収の継続の希望がないため		.		勤続年数			
一括徴収できない理由		.		年			
1. 5月31日まで支払われる給与若しくは退職手当がないため又は未徴収税額より少ないため 2. その他理由( )		.					

☆転勤等による新しい勤務先において「特別徴収継続」を希望される場合は、次の欄にご記入ください。

月割額 _____円	給(特別徴収義務者)	住所又は所在地											特別徴収義務者指定番号						
____月分から徴収するように連絡済です。		フリガナ											連絡者の係及び氏名並びにその電話番号						
給与支払方法及びその期日		氏名又は名称											電話	( )					
	個人番号又は法人番号														対馬市から新規に特別徴収義務者として指定される場合、納入書は 必要です . 不要です				

※受領した異動届等に対する変更通知書等については、月末締めで処理し、翌月に変更通知書等を発送いたします。



# 給与支払報告書・特別徴収にかかる異動届出書

◎異動があった場合は、すみやかに提出して下さい。

令和4年 8月 30日	給(特別徴収義務者)	住所又は所在地	対馬市厳原町国分1441番地																
対馬市長宛		名称及び代表者の職氏名	株式会社 ○○○○ 代表取締役 対馬一郎																
		個人番号又は法人番号	8	8	8	8	8	8	8	8	△	×	5	5	5				
		特別徴収義務者(事業所)指定番号	7	0	0	0	2	2	2	7	宛名番号(従業員)	0	0	0	0	×	5	0	1
		連絡者の係及び氏名並びにその電話番号	係 総務課 氏名 対馬 花子 電話 ( 0920 ) 53 - 6111																
給与所得者		(ア) 特別徴収税額(年税額)	(イ) 徴収済税額		(ウ) 未徴収税額(ア)-(イ)		異動年月日	異動の事由	異動後の未徴収税額の徴収方法		1月1日以降退職時までの給与支払額								
フリガナ	ツシマ タロウ		円		円		令和 4・8・31	① 退職 ② 転職 ③ 休職 ④ 長欠 ⑤ 死亡 ⑥ 会社解散 ⑦ 住所誤報 ⑧ その他	1. 特別徴収継続(給与差引継続) 2. 一括徴収(残額一括給与引) 3. 普通徴収(残額個人請求)		一括徴収した税額は、 月分で納入 します ( 月 日 ) 納期限分)	円							
氏名	対馬 太郎		120,000		6月分から8月分まで 9月分以降														
生年月日	昭和・平成 50年 3月 1日																		
個人番号(マイナンバー)	7 7 7 7 7 7 7 7 × A 5										控除社会保険料額								
異動後の住所	福岡市南区大橋1丁目○○番地										円								

※一括徴収 退職日が1月1日から4月30日までの方については、本人からの申し出がない場合であっても必ず未徴収税額を一括徴収してください。

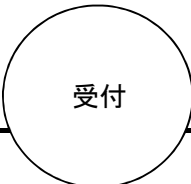
☆給与の支払を受けなくなった後の月割額(未徴収税額)について一括徴収する場合等は、次の欄にご記入ください。

一括徴収の理由		給与又は退職手当等の支払予定月日	一括徴収予定額		お願い <一括徴収について> 6月~12月までの退職者の未徴収税額は本人の了解を得て、なるべく一括徴収し納入いただくようお願いいたします。	※市役所記入欄 処理年月日 . . .	退職手当等の支払額(支払予定額)
1. 異動が令和 年12月31日までで、申し出があったため( 月 日申し出)			支払予定日ごとの徴収予定額	合計[上記(ウ)と同額]			円
2. 異動が令和 年1月1日以降で特別徴収の継続の希望がないため					勤続年数	年	
一括徴収できない理由							
1. 5月31日まで支払われる給与若しくは退職手当がないため又は未徴収税額より少ないため							
2. その他理由( )							

☆転勤等による新しい勤務先において「特別徴収継続」を希望される場合は、次の欄にご記入ください。

月割額 _____ 円	給(特別徴収義務者)	住所又は所在地	特別徴収義務者指定番号									
_____ 月分から徴収するように連絡済です。		フリガナ	連絡者の係及び氏名並びにその電話番号									
給与支払方法及びその期日		氏名又は名称	対馬市から新規に特									
		個人番号又は法人番号	<div style="border: 2px solid red; padding: 10px; text-align: center;"> <h2 style="color: red;">記入例1</h2> <p>(普通徴収へ切り替える場合)</p> </div>									

※受領した異動届等に対する変更通知書等については、月末締めで処理し、翌月に変更通知書等を発送いたします。



# 給与支払報告書・特別徴収にかかる異動届出書

◎異動があった場合は、すみやかに提出して下さい。

令和 5年 1月 30日 対馬市長宛	給(特別徴収義務者)	住所又は所在地 対馬市厳原町国分1441番地	特別徴収義務者(事業所)指定番号 宛名番号(従業員)										連絡者の係及び氏名並びにその電話番号	係 総務課 氏名 対馬 花子 電話 ( 0920 ) 53 - 6111
給与所得者	フリガナ ツシマ タロウ	特別徴収税額(年税額)	(ア) 徴収済税額	(イ) 未徴収税額(ア)-(イ)	異動年月日	異動の事由	異動後の未徴収税額の徴収方法	1月1日以降退職時までの給与支払額						
氏名	対馬 太郎	円	6月分から3月分まで	4月分以降	令和 5・3・31	1. 退職 2. 転職 3. 休職 4. 長欠 5. 死亡 6. 会社解散 7. 住所誤報 8. その他	1. 特別徴収継続(給与差引継続) 2. 一括徴収(残額一括給与引) 3. 普通徴収(残額個人請求)	一括徴収した税額は、 3月分で納入します ( 4月10日 納期限分)	円					
生年月日	昭和 50年 3月 1日	120,000	円	円				円						
個人番号(マイナンバー)	7 7 7 7 7 7 7 7 × A 5		100,000	20,000				円						
異動後の住所	福岡市南区大橋1丁目〇〇番地							円						

※一括徴収 退職日が1月1日から4月30日までの方については、本人からの申出がない場合であっても必ず未徴収税額を一括徴収してください。

☆給与の支払を受けなくなった後の月割額(未徴収税額)について一括徴収する場合等は、次の欄にご記入ください。

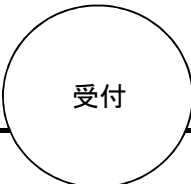
一括徴収の理由	給与又は退職手当等の支払予定月日	一括徴収予定額	合計 [上記(ウ)と同額]	※市役所記入欄	処理年月日	退職手当等の支払額(支払予定額)
1. 異動が令和 年12月31日までで、申し出があったため ( 月 日申し出)				<p>お願い ←一括徴収について 6月～12月までの退職者の未徴収税額は本人の了解を得て、なるべく一括徴収し納入いただくようお願いいたします。</p>	.	円
2. 異動が令和 5年1月1日以降で特別徴収の継続の希望がないため	3・31	20,000	20,000			勤続年数
一括徴収できない理由	.					18 年
1. 5月31日まで支払われる給与若しくは退職手当がないため又は未徴収税額より少ないため 2. その他 理由( )	.					

☆転勤等による新しい勤務先において「特別徴収継続」を希望される場合は、次の欄にご記入ください。

月割額 円	住所又は所在地	特別徴収義務者指定番号
月分から徴収するように連絡済です。	フリガナ	連絡者の係及び氏名並びにその電話番号
給与支払方法及びその期日	氏名又は名称	係 氏名 電話
	個人番号又は法人番号	対馬市から新規に特

記入例2  
(一括徴収する場合)

※受領した異動届等に対する変更通知書等については、月末締めで処理し、翌月に変更通知書等を発送いたします。



# 給与支払報告書・特別徴収にかかる異動届出書

◎異動があった場合は、すみやかに提出して下さい。

令和 5年 3月 30日	給(特別徴収義務者)	住所又は所在地	対馬市厳原町国分1441番地																
対馬市長宛		名称及び代表者の職氏名	株式会社 ○○○○ 代表取締役 対馬一郎																
		個人番号又は法人番号	8	8	8	8	8	8	8	△	×	5	5	5					
		特別徴収義務者(事業所)指定番号	7	0	0	0	2	2	2	7	宛名番号(従業員)	0	0	0	0	×	5	0	1
		連絡者の係及び氏名並びにその電話番号	係 総務課 氏名 対馬 花子 電話 ( 0920 ) 53 - 6111																

給与所得者	フリガナ	ツシマ タロウ										(ア) 特別徴収税額(年税額)	(イ) 徴収済税額	(ウ) 未徴収税額(ア)-(イ)	異動年月日	異動の事由	異動後の未徴収税額の徴収方法	1月1日以降退職時までの給与支払額
氏名	対馬 太郎										円 120,000	円 6月分から3月分まで	円 4月分以降	令和 5・3・31	① 退職 ② 転勤 ③ 休職 ④ 長欠 ⑤ 死亡 ⑥ 会社解散 ⑦ 住所誤報 ⑧ その他	① 特別徴収継続(給与差引継続) ② 一括徴収(残額一括給与引) ③ 普通徴収(残額個人請求)	一括徴収した税額は、 月分で納入 します ( 月 日 ) 納期限分)	円
生年月日	昭和・平成 50年 3月 1日																	
個人番号(マイナンバー)	7	7	7	7	7	7	7	7	×	A								
異動後の住所	福岡市南区大橋1丁目○○番地										100,000	20,000					円	

※一括徴収 退職日が1月1日から4月30日までの方については、本人からの申出がない場合であっても必ず未徴収税額を一括徴収してください。

☆給与の支払を受けなくなった後の月割額(未徴収税額)について一括徴収する場合等は、次の欄にご記入ください。

一括徴収の理由	給与又は退職手当等の支払予定月日	一括徴収予定額	お願い <一括徴収について> 6月～12月までの退職者の未徴収税額は本人の了解を得て、なるべく一括徴収し納入いただくようお願いいたします。	※市役所記入欄 処理年月日 . . .	退職手当等の支払額(支払予定額)
1. 異動が令和 年12月31日までで、申し出があったため( 月 日申し出)	.				円
2. 異動が令和 年1月1日以降で特別徴収の継続の希望がないため	.				円
一括徴収できない理由	.				勤続年数
1. 5月31日まで支払われる給与若しくは退職手当がないため又は未徴収税額より少ないため	.				年
2. その他理由( )	.				

☆転勤等による新しい勤務先において「特別徴収継続」を希望される場合は、次の欄にご記入ください。

月割額 10,000 円	給(特別徴収義務者)	住所又は所在地	福岡市博多区○○○○○										特別徴収義務者指定番号	7	△	0	0	5	2	5	5
4月分から徴収するように連絡済です。		フリガナ	○○○○フクオカジギョウシヨ										連絡者の係及び氏名並びにその電話番号	<b>記入例3</b> (転勤で特別徴収継続の場合)							
給与支払方法及びその期日		氏名又は名称	株式会社 ○○○○ 福岡事業所										対馬市から新規に特								
口座振込	個人番号又は法人番号	9	9	9	9	9	△	×	9	9	9	9	9	9							
毎月25日																					

※受領した異動届等に対する変更通知書等については、月末締めで処理し、翌月に変更通知書等を発送いたします。